

寿 議 号
令和2年11月18日

神 貢 一 様

寿都町議会議長 小 西 正 尚



審査請求に対する裁決について（通知）

令和2年10月7日付けで提起された公文書の非開示決定に係る審査請求については、令和2年11月18日付けで裁決したので、裁決書の謄本を送付します。

記

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 1 裁決書 | 1部 |
| 2 担当課 | 寿都町議会事務局
電話 0136-62-2511 (内線71) |

裁 決 書

審査請求人

寿都郡寿都町字 [REDACTED]

神 貢 一 様

上記審査請求人から令和2年10月7日付けで提起のあった寿都町情報公開条例（以下「条例」という。）第13条第3項の規定に基づく公文書の開示しない旨の決定処分に係る審査請求に対して、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却します。

理 由

1 本件の経過

令和2年9月23日、公文書開示請求書の提出あり受理する。

令和2年10月6日、公文書非開示決定通知書を送付する。

令和2年10月7日、審査請求書の提出あり受理する。

令和2年10月7日、寿都町情報公開審査会へ諮問する。

令和2年10月20日、審査請求補充書の提出あり受理する。

令和2年10月20日、同上補充書を寿都町情報公開審査会へ提出する。

2 審査請求人の主張

審査請求人の請求の要旨は、寿都町議会議長（以下「実施機関」という。）が、令和2年10月6日付け公文書非開示決定通知書（寿議号）で審査請求人に対して通知した「公文書非開示決定処分」の取り消しを求めるというものであって、その理由として、次のとおり主張しました。

(1) 実施機関は、審査請求人の公開請求に係る公文書を非開示とした理由として、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めしている」ため、条例第8条第2号に該当し、本請求公文書が開示してはならない公文書であるとしている。

条例第8条第2号は、開示できない公文書の一として、「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」としている。

- (2) 寿都町議会の全員協議会は、地方自治法100条12項の「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として設置されている（寿都町議会会議規則126条）。

地方自治法上も、寿都町議会会議規則上も、全員協議会の配布資料、議事録、録音資料が開示できないとする明文の規定はない。

また、地方自治法100条12項の解釈としても、寿都町議会会議規則126条の解釈としても、全員協議会の配布資料、議事録、録音資料が開示できないものであるとの解釈が明らかとは言えない。

全国市議会議長会都市行政問題研究会の「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（平成12年2月）でも、全員協議会を公開とすることが望ましい場合があること、全員協議会については、議会の活動として、記録もとることが望ましいこと、その記録については、可能な限り公開を行うことが望ましいことを指摘している（28ページ）。

他の自治体に目を転じると、例えば、北海道別海町、東京都杉並区、栃木県矢板市、愛知県犬山市などで全員協議会の議事録や議事要旨を公開しているところもあり、全員協議会の性質上、非公開が当然であるとは到底言い得ない。

また、全員協議会の議事録についてはNHKの報道でその内容が明らかにされており、何らかのルートで議事録が外部に公開されていることは明らかであり、非公開とする「取り決め」が存在するという説明も疑わしい。町民としては、NHKによる報道内容の真偽を確認するためにも、実際の議事録等の公開を受けて検証することが、知る権利との関係でも重要である。

よって、本件決定を取り消し、審査請求人の令和2年9月23日付公文書開示請求に係る文書を全て開示されたい。

- (3) 「原子力基本法」の第2条には、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とある。これは「原子力3原則」と呼ばれ、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定である。

寿都町議会の全員協議会が非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わるときには「原子力3原則」に従

わなくてはならない。令和2年2月から8月に行われた全員協議会においては、原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物処分場に関する議論が行われていたことはすでに明らかになっている。「原子力3原則」のひとつである公開を守り、その議事録等は公開されなくてはならない。

3 実施機関の判断

(1) 実施機関は、条例第19条第3項の規定により、令和2年10月7日に、本件審査請求について、寿都町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しました。

(2) 令和2年11月16日付で示された本件審査請求に対する審査会の判断は次のとおりです。

① 本件請求について

本件請求は、令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配布資料、議事録、録音資料の公文書全ての開示を求めるというものである。

② 本件処分について

(ア) 実施機関は、本件請求に関して、条例第8条第2号に該当（全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めしているため）とし、非開示であるとして本件処分を行った。

(イ) 以上のことからすると、寿都町議会全員協議会の配布資料及び議事録は、寿都町議会の取り決めとして非公開で行うこととしている全員協議会の記録である。

また、全員協議会には、地方自治法上の会議公開の原則が適用されないことを踏まえると実施機関の処分は、妥当である。よって、実施機関が行った令和2年10月6日付け寿議号による公文書非開示決定処分は妥当である。

(3) よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和2年11月18日

寿都郡寿都町議会議長 小西正尚

令和2年 11月18日 上記原本により謄写する

寿都町議会議長 小西正尚

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寿都町を被告として（訴訟において代表者は寿都町議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寿都町を被告として（訴訟において代表者は寿都町議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

